

○ 対内直接投資等に関する命令第三条第六項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等を定める件（平成二十二年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号）

対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年総理府、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省令第一号）第三条第六項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等を次のように定める。

一 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号。以下「法」という。）第二十六条第一項に規定する外国投資家（イラン政府、イラン国籍を有する自然人、イランの法令に基づいて設立された法人その他の団体（当該法人その他の団体の外国にある支店、出張所その他の事務所を含む。）若しくはイラン以外の地域に主たる事務所を有する法人その他の団体のイラン内の支店、出張所その他の事務所又はこれらのものにより実質的に支配されているものに限る。以下「イラン関係者」という。）により行われる、次に掲げる行為

イ 法第二十六条第二項第一号及び第三号に該当する行為のうち、会社（核技術等に関連するイランによる投資を禁止する措置の対象となる業種として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく核技術等に関連するイランによる投資を禁止する措置の対象となる業種を指定する件（令和七年九月外務省告示第三百七十六号）で定めるものをいう。以下「イランによる投資禁止業種」という。）に属する事業を営む会社に限る。）の株式又は持分の取得

ロ イランによる投資禁止業種に属する事業を営む上場会社等（法第二十六条第二項第一号に規定する上場会社等をいう。以下同じ。）の株式への一任運用（対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第二条第十七項に規定する株式への一任運用をいう。）であって、同条第十六項第三号イ及びロに掲げる要件を満たすもの

二 法第二十六条第二項第二号に該当する行為のうち、非居住者である個人が非居住者となる以前から引き続き所有する上場会社等以外の会社（イランによる投資禁止業種に属する事業を営む会社に限る。）の株式又は持分のイラン関係者に対する譲渡